

令和4年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会

令和4年7月13日

東京都庁第一本庁舎 北側33階特別会議室N1

【前山契約調整担当部長】 それでは、これより令和4年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私、今年の4月から財務局契約調整担当部長を務めております前山と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和3年度の第1四半期に発注いたしました工事につきまして御審議をいただきます。委員の皆様には、それぞれ御専門の見地から忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、東京都の入札手続の公正性、透明性の確保にお力添えいただければと思っておりますので、ぜひとも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日御出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、配付させていただいております資料のとおりでございます。今年度の財務局の体制につきましては、経理部長の五十嵐でございます。

それから、契約調整担当課長の白田でございます。

それから、契約調整技術担当課長の高柳でございます。

それから、電子調達担当課長の三浦でございます。

それから、契約第一課長の永島となります。よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の審議につきましては、各事業の執行局の職員も出席させていただきます。

それから、本日、4名の委員、全員の御出席をいただいております。本日の部会より松本委員に新しく御参加いただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【松本委員】 よろしくお願ひします。

【前山契約調整担当部長】 それでは、議事進行の説明に入ります前に、まず第一部会における部会長の選任について審議を行いたいと思います。

まず、事務局より御説明申し上げます。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局の高柳です。どうぞよろしくお願いいたします。

前部会長を務められました若林委員が4月3日付で退任されたことを受けまして、後任の部会長を委員の皆様の互選により御選出いただきたいと思います。入札監視委員会設置要綱第8条第5項では、部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定めると規定されてございます。したがって、各部会の委員におきまして、互選により選出されることとなっております。本来でございましたら、部会の進行は部会長に行っていただくところでございますけれども、部会長退任後の初の開催でございます。部会長が選出されるまでの間、事務局で代行させていただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(異議等なし)

【高柳契約調整技術担当課長】 異存がございませんようですので、それでは引き続き互選の手続に入ってまいりたいと思います。

初めに、互選の進め方でございますけれども、委員のうちからどなたか立候補いただくか、または部会長として適任な委員を御推薦いただくという形で行わせていただきたいと思います。委員の皆様、立候補または御推薦はございますでしょうか。

【森岡委員】 推薦をさせていただきます。私は、環境、災害、長寿命化などの幅広い観点からの研究を通じ、研究全般において深い知見を有しており、技術的な見地から公共工事や調達の適正化、改善に向けた意見が期待できる小見委員が適任であると思いますが、いかがでしょうか。

【木下委員】 異議ございません。

【松本委員】 異議ありません。

【高柳契約調整技術担当課長】 委員の皆様、御異議がないということでよろしいでしょうか。

(異議等なし)

【高柳契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。御異議がないということでございますので、委員による互選の結果としまして、小見委員に第一監視部会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【前山契約調整担当部長】 ありがとうございます。

【小見部会長】 了解いたしました。

【前山契約調整担当部長】 小見委員につきましては、どうぞよろしく願いしたいと思います。

それでは、審議に関わる手続のほうに進ませていただきます。

本日の議事進行役につきましては、小見部会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。では小見部会長、よろしく願いいたします。

【小見部会長】 若林部会長の後任として会議の進行を進めさせていただくことになりました。大変僭越ではございますが、円滑な議事進行のため、皆様の御協力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事進行と資料について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【高柳契約調整技術担当課長】 改めまして、契約調整技術担当課長の高柳でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議事進行につきまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、当委員会設置要綱第2条第1項に基づく定例審議といたしまして、令和3年度第1四半期に契約した工事につきまして御審議いただきます。議案は6つでございます。

引き続きまして、事前に配付しました資料について確認させていただきます。本日の資料は、事前に委員の皆様にお送りしておりますが、まず、A4縦の次第一式と、「定例審議対象事案の抽出について」というA4横の資料1枚、こちらに本日の定例審議案件の一覧がご

ございます。それから、定例審議の議案1から議案6になります。資料の不足などはございませんでしょうか。

なお、資料は本日の委員の皆様限りで御覧いただくこととさせていただきます。本日の部会終了後も、お取扱いには十分御注意くださいますようお願い申し上げます。

それでは小見部会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【小見部会長】 それではまず、この後、審議を予定している定例審議の事案について、資料1に沿って説明させていただきます。

令和4年度の定例審議の対象案件の抽出方法は、高額、高落札率の事案については、高い順に上位100件の中から抽出すること、社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとし、また各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を部会長が決定することとしております。こうして最終的に決定した事案が資料1に記載した事案となっていますので、審議に当たり、いま一度御確認ください。

それでは、これより審議に入ります。審議については、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日、審議概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定です。

それでは取材等の方は御退席をお願いします。

よろしいですか。

【高柳契約調整技術担当課長】 今、担当の局が入室されますので、もう少々お待ちくださいませ。

【小見部会長】 分かりました。

(中央卸売市場入室)

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは部会長、進行のほう、よろしく願いいたします。

【小見部会長】 それではまず、議案1の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案1の事業所管局でございます中央卸売市場の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介でお願いいたします。

【新保副場長兼管理課長】 中央市場の豊洲市場副場長をしております新保と申します。本日はよろしく願いいたします。

【中田環境改善担当課長】 同じく豊洲市場環境改善担当課長、中田と申します。よろしく願いいたします。

【小坂財務課長】 中央卸売市場財務課長の小坂です。よろしく願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案1を御覧ください。

1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「豊洲市場排水施設棟内給水ユニット他修繕工事」でございます。

本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望1者、指名10者、応札1者で、落札率は86%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【小見部会長】 本件を含め、本日審議する各事案の内容については、事前に事務局から説明を受けているところと思います。それでは本事業について質問や意見のある委員はお願いします。

【森岡委員】 森岡です、すみません。

事前説明いただいていたところと重複するかとは思いますが、もともとの給水ユニットを造った事業者はどこでしたか。

それとあと、今回、住友重機械エンバイロメントが入ったのは、元の施工ではどういう関係だったのか、一応確認させてください。

【中田環境改善担当課長】 では、お答えいたします。

もともとのこの工事でございますけれども、各街区にJVが組まれておりまして、それぞれが元請業者でございます。街区の御説明をいたしますと、豊洲市場におかれましては、5、6、7街区、3つの街区でそれぞれ地下水の管理をするためのシステムがございまして、それらのシステムを構築するための工事がその元の工事ということでございます。

今回契約いたしました住友重機械エンバイロメントにつきましては、各街区で一次下請、もしくは二次下請で入っていた会社でございます。

【森岡委員】 ありがとうございます。今回指名をかけた会社には、一次や二次などで入っていた会社が含まれているのですか。

【新保副場長兼管理課長】 今回の指名には、一次、二次の下請は入っていないと思います。

【森岡委員】 住友重機械エンバイロメントは入っているけれども、それ以外の会社は一次や二次などの下請会社ではなかったということでしょうか。

【新保副場長兼管理課長】 はい、入っておりません。

【森岡委員】 一次や二次などの下に入ったのは、住友重機械エンバイロメントだけではないわけですね。

【中田環境改善担当課長】 正確に申し上げますと、5、6街区の一次下請は住友重機械エンバイロメントのみでございます。7街区につきましては、JVの下にさらにJVが一次下請で入りまして、その下に住友重機械エンバイロメントが二次下請で入っている形でございます。したがって、それぞれの一次、二次下請で、住友重機械エンバイロメント以外の会社があるということではございません。

【森岡委員】 ごめんなさい。5、6、7街区で、住友重機械エンバイロメント以外の会

社が一次、二次では入っていないということ……。

【中田環境改善担当課長】　　そういうことでございます。

【森岡委員】　　ですか。

【中田環境改善担当課長】　　はい。

【森岡委員】　　少し途切れ途切れになって、僕、あまりよく聞き取れなかったのですが。

【中田環境改善担当課長】　　では、すみません。重複いたしますが、再度御説明をさせていただきます。

【森岡委員】　　すみません。

【中田環境改善担当課長】　　5街区及び6街区につきまして住友重機が管理している水処理関係の一次下請としましては、この住友重機械エンバイロメントのみでございます。それから、7街区につきましては、一次下請にJ Vが1回入りまして、その下、二次下請で住友重機械エンバイロメントが入っている形でございます。

【森岡委員】　　分かりました。元請がJ Vで、一次がJ Vではなくて、別のJ Vなのか。よく分かっていないのですけれども。

【中田環境改善担当課長】　　おっしゃるとおり、7街区につきましては、J Vの下にさらにJ Vが一次下請に入り、さらにその下、二次下請で、住友重機械エンバイロメントが入っている形でございます。

【森岡委員】　　分かりました。あと、三次以下の下請も存在するのですか。

【中田環境改善担当課長】　　はい、ございます。機械設備等々の事業者様が、二次下請、もしくは三次下請以下に入ってこられております。

【森岡委員】　　それらの業者は、今回の指名資格がない事業者だったということになるのでしょうか。

【新保副場長兼管理課長】　　そうですね。業種としましては、水処理装置ではありませんので。

【森岡委員】　　分かりました。いや、要は元施工に関わった会社で住友重機械エンバイロメントだけが指名されていて、それ以外がないとすると、ほかに関わった会社があれば、そこも指名すれば、もしかしたら手を挙げたかと思ったというのが質問の趣旨です。そういう状況ではなかったということなのでしょう。

【新保副場長兼管理課長】　　そのとおりでございます。

【森岡委員】　　また、事前の質問でも差し上げていますけれども、今回の補修、修繕に必要な部品などは、住友重機械エンバイロメントさんでないと手に入れられないような部品ということではなかったと、そういうことでしょうか。

【中田環境改善担当課長】　　はい、そうでございます。一般的に流通しているものでございます。

【森岡委員】　　分かりました。

私からは以上です。

【小見部会長】 ほかに御質問、御意見等いかがでしょうか。

【木下委員】 木下でございます。

【小見部会長】 よろしくお願ひします。

【木下委員】 よろしいでしょうか。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【木下委員】 本件では、希望1者に、それから、1者では入札が成立しないということで、任意の指名で9者を足して、10者で入札の手続を進められたのですけれども、結局としては、やはり希望のところだけが応札して、あとは辞退もしくは不参ということになりました。先ほどの森岡先生からの質問に対する御回答を聞いていますと、この街区の元工事に関わった事業者が、希望したところ、1者であったということからすると、もともと任意指名をしても、その任意指名を受けた会社が応札にどの程度の熱意があったのでしょうかというところが少し疑問なのですけれども、希望者の数が少なくて追加の指名をするときは、入札手続にどれぐらいの関与をしていただけるかというようなことを事前に確認することはできないのでしょうか。その点、教えてください。

【新保副場長兼管理課長】 契約事務規則にのっとって9者を選定したのですが、先生たちの資料にも載っているのかとは思いますが、入札の選定委員会の資料が――事務局さん、8ページでいいですか。

【高柳契約調整技術担当課長】 はい。

【新保副場長兼管理課長】 8ページについておりますが、これが指名業者との選定委員会の記録になります。工事希望者を9者指名しなくてはいけないということで、残りの9者については、中段に書かせていただいておりますが、今回の水処理装置の名簿で登録された業者、これは意欲のある業者と、こちら、現場サイドでは、契約事務規則上、思っております。対象業者は、水処理装置が72者。そして、都実績がある、それが今回の予定価格未満というものをまず除外しまして、30者残りました。所在地要件とありますが、江東区、中央区、墨田区、江戸川区、品川区、港区の事業者さんから選定しますと9者ありましたので、今回この9者の方々を指名させていただいたというのが経緯でございます。

【木下委員】 木下ですけれども。

結局、10者を参加した形にして入札をするということで、今のように形式的に要件を見ていくと9者だったからというのは分かるのですが、各者に対して、今回、任意の指名が行われることについての意向確認などは、この会議の指名業者選定の手続の中には入っていないということなのですね。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局から回答いたします。

指名をしていく際には、例えば地域性、あるいは過去の実績など、そういったものをもって案件に照らして選んでいくということになっています。その際、事業者の方々に、今回、意向があるかを個別に聞くことは我々しておりませんで、あくまでそうした要件に沿って

判断をしていくといったものでございます。

木下先生が今おっしゃられた御趣旨というのは、恐らく事前にそういった意向があるかないか、そういったことを、あるいは設計の段階などで把握すべきではないかというようなことかと思っておりますので、ある意味、そこは設計の中で、例えば幾つかの見積りを取るなど、そういった中で反映して、事業者側の意向などを聞いていくと、そういった工夫ができないのかといった、そういった趣旨かと受け止めているところでございます。

【木下委員】 ありがとうございます。1者応札の問題は、やはり競争性の確保というところがあって、入札の参加者を任意指名して数をそろえても、結局、競争性が、辞退などとなってしまうと、あまり意味がなくなってしまうと思いますので、本当に入札という形の競争性を確保するために、やはり辞退にならないような工夫を重ねていく必要があるのではないかと思いますので、ご検討ください。

【小見部会長】 よろしいですか。

それでは、ほかに御意見いかがでしょうか。

では、私から1つ質問させていただきたいと思います。

これは、先ほどお話ありましたように、技術的には特に難しいところではないというお話でしたし、それから、結果的に落札率が86.23%、これは事前公表の中で86.2%の落札率ですから、結果から考えると、それほど無理な価格設定の工事ではないように見受けられるのですけれども、にもかかわらず、ほとんどその1者以外、誰も手も挙げなかったのは、辞退理由は「配置予定技術者の配置が困難」といういつもどおりの回答になっていますけれども、それ以外に何か事情が推察されることはありますでしょうか。

【新保副場長兼管理課長】 今、先生がおっしゃったとおり、資料にもつけさせていただいておりますけれども、辞退理由が「配置予定技術者の配置が困難」という方が各者でしたが、うちも積算上、それほど難しい工事ではないと認識しておりまして、工期も3か月取っていますが、そのほとんどが製品の納期というか、入ってから設置に三、四日間のできるような、修繕工事ですので、本当に正直それほど難しい工事ではないと設計サイドとも話したのですけれども、今後、先ほど先生がおっしゃられたような、希望できる業者をどう指名していいかというのは、また契約事務をつかさどっている財務局さんともアドバイスいただきながら進めていきたいと思っておりますので。ありがとうございます。

【小見部会長】 今、納期の話もありましたけれども、要するに時期的に何か困難な部分があるなど、そういったことは考えられるのでしょうか。

【新保副場長兼管理課長】 いや、今回、製品についても、例えば今のように輸入が入ってこない、部材がないような状況ではないものでしたので、それほど技術的、物質的なものの課題はなかった、契約の時期も含めて、そう設計サイドからは伺っております。

【小見部会長】 ということは、特に考えられる理由は思い当たらないのですけれども……。

【新保副場長兼管理課長】 正直、現場サイドではそうです。

【小見部会長】 結果的には手を挙げてもらえなかったということなのではないでしょうか。

【新保副場長兼管理課長】　そうですね。結果的にこうなってしまったというのはありませんが。

【小見部会長】　反省材料が見つからないと、また同じことが繰り返されるような気もいたしますけれども、何かその辺についての御意見ありますでしょうか。

【中田環境改善担当課長】　今回については、今、御説明させていただいたように、まず、契約した時期が6月ということで、それほど契約件数は多くない時期での契約。また、工期自体も上半期ということなので、繁忙期ではないというところがございます。また、今回の工事発注に先立って、年間発注予定もお出ししているということなので、本件につきましては、我々としては、先ほどの工事内容、工期設定、金額設定等も含めて、できる限りのことはやったというところではございます。ただししかしながら、私どもではなかなか予期できない要因等もあるかもしれませんので、また今後、それは引き続き機会を捉えて、原因等は探っていきたいと思っておりますし、引き続き今回行った設定での起工なり契約なりの方法というのは続けてまいりたいと考えてございます。

【小見部会長】　金額的にはそれほど大きな仕事ではないので、あえて勝負に行くところが出なかったのかという気もいたしますけれども、とはいえ、こういったそれほど金額が大きくないものについても競争性が担保できるように、ぜひ今後していただければと思います。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

【松本委員】　すみません、松本ですけれども。

【小見部会長】　はい、どうぞ。

【松本委員】　ほかの入札も同じなのですが、大体において希望申請期間が4日や1週間など、そういった私からすると比較的短いと思われる、一般的にそういう運用なようですが、一応、年間発注予定表は出しているから、それで予定を立ててくださいということかとは思っておりますけれども、そもそもこの申請期間を少し延ばすことによって、業者に検討の機会をより与えるという方法は取れないのかという印象を持ったのですが、そこはいかがでしょうか。

私の声が聞こえていませんでしたか。

【小見部会長】　聞こえています。

【高柳契約調整技術担当課長】　すみません、事務局からお答えいたします。

我々、発注する際には、工事の規模、あるいはJVを組む、組まないなど、そういったものに応じまして、公表する期間というのはそれぞれ定めています。本件のようにある程度小規模な案件につきましては、おおむね1週間程度、公表する期間を持って、我々としては発注してございます。仮に、こうした期間をこれまで以上に長くしていく場合には、当然、事業者の方々には参加しやすいという、期間も少し増えてくる場所ではあるのですが、一方で、年間で発注していくスケジュール自体が当然あるわけですが、そこが、同じスケジュールで動いていくものの数が今度は増えてくるといったような状況もございます。



したがって、場合によっては、技術者の確保や、あるいは入札の参加で、例えばこちらの案件に参加したいなどという人気がある案件の場合には、そちらに集中して不調が生じる懸念などもあると考えてございます。そういったことのバランスを見ながら、現在、1週間、あるいはJVを組織するものは2週間といったスケジュールを持って、我々としてはスケジュールを運営しているところでございます。

【松本委員】 分かりました。状況は分かりましたけれども、この期間が入札件数に影響を与えているかどうかというのは気になるころではあるので、もし可能であれば、聞き取り調査などして、これは期間が短いので検討をすることができなかつたから、そもそも手を挙げられませんでしたということがもしあるのであれば、少し期間を調整する、工夫することも一つの方法かとは思いますが。

【小見部会長】 よろしいでしょうか。

ぜひ御検討いただきたいと思います。

それでは、ほかに何か御意見よろしいですか。

【森岡委員】 1点だけ、すみません。

【小見部会長】 はい。

【森岡委員】 これは事務局に少し伺いたいというか、あれなのですけれども、こういう補修や修繕工事系のもので、結果として元施工に関与した事業者が落としているという事案は、多分、相当数あると思うのですけれども、横断的にというか、修繕工事系の場合に、元施工に関与した事業者はどのくらいの割合で関与しているのかという数字を持っておられるわけでは多分ないと思うのですけれども、それはそれでいいのでしょうかね。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局、高柳です。

もともとの工事に関与して、その後、発注されるような案件に、もともとの工事に携わった人たちがどれだけ例えば落札したかという、そういったものがデータであるかという御趣旨かと思うのですけれども、結論から申しますと、我々としてはそのような数字、データなどを持っているということでは今はないです。実際、1つの工事に関わってくる事業者は非常に多くいます。そうしたものを一つ一つ我々として蓄積していくのはなかなか難しいところがございます、大変恐縮ですけれども、そういったデータを現在そのような形で持ち合わせているということではございません。このような答えで大変恐縮ですけれども、現状としてはそのような形になってございます。

【森岡委員】 この件で見ればしょうがないという話の積み重ねなのかもしれませんが、やはり直感的には、今まで審議した議案も含めて、元施工に関与しているようなところが修繕も——むしろほかはやらないから自らやらなくてはいけないという立場かもしれないのですけれども——というものがあつたりして、事の是非はともかく、そういう傾向はあるように思っていて、何かそういうものが、今後どういう切り口だと統計が取りやすいのかよく分からないのですが、おっしゃるとおり、多数の事業者が関与していると。それはそのとおりだとは思いますが、でも、例えば一次、二次くらいまで絞るのであれば

ば、それほど難しくないという気もしなくなかったりして、別にお願という話ではなくて、私としては、今後のいろいろな制度部会での議論も含めて、結局、元施工で修繕を落としている、あるいはやらざるを得ないという事業者さんがいるのかという。その発注の条件などを変えることで、ほかの事業所が入りやすくなることなどはないのかしらというのは少し思ったというところです。

直感的には、やはり元の図面や元の施工の現場を知っているほうが、心理的には絶対やりやすいという気もしますし、部品はもちろん、手に入れられるといっても、取引のあるメーカーから手に入れやすいところのほうが手は挙げやすいのでしょうかという気もしますし、また今回のようにそれほど金額が大きくないと、わざわざ全く関係ないところが「では、やりますか」というと、多分やりたがらないのもそうなので、何らかのボリュームを上げるような方法もあるのかもしれないなどということは思ったのですが、ただこの件では多分これがやむを得ない話なのだと思うのですけれども、そういうのを横軸で見られるといいかとは少し思ったところです。

以上です。

【小見部会長】 御意見ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ここで一旦、本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況等について特に問題はないということであれば、今回、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆さん、いかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。

(異議等なし)

【小見部会長】 分かりました。御異議等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

中央卸売市場の皆様、ありがとうございました。

【中央卸売市場一同】 ありがとうございました。

【小見部会長】 退室をお願いいたします。

(中央卸売市場退室)

(警視庁入室)

【高柳契約調整技術担当課長】 よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

では小見先生、準備ができたようなので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【小見部会長】 それでは続きまして、議案2の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案2の事業所管局でございます警視庁の出

席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いいたします。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 おはようございます。警視庁総務部用度課課長代理、契約調整担当の杉田と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

【林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 交通部交通規制課課長代理、交通規制担当の林田でございます。よろしく申し上げます。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案の2を御覧ください。長期受注事案として抽出されました案件で、件名は「普通標識緊急工事年間単価契約（5、10、6、7方面）」でございます。本件は、随意契約により発注を行ったものであり、希望3者、指名10者、応札3者となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事業について質問や意見のある委員は申し上げます。

では、私から質問させていただきますが、本件については、事前にもお伺いしておりますけれども、ここは5、10、6、7方面と書いていますが、それ以外に2つの地域に別の地域のまとまりがあるとお聞きしておりますけれども、そこについても同じ会社が、令和3年度、実績として落札しているのでしょうか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田と申します。

そのとおり、ほかの2つのエリアにつきましても、同じ業者さんが取っております。

以上です。

【小見部会長】 ということは、警視庁の管轄する地域は全て、令和3年度はこの信号器材株式会社さんが契約されたということでしょうか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田です。

そのとおりでございます。

【小見部会長】 過去についてはいかがでしょうか。この地域、5、10、6、7方面の、そのさらに前についてはどうなっておりますでしょうか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田です。

過去におきましても、私どもが知っている範囲であれば、同じ業者が取っております。

以上です。

【小見部会長】 そうすると、ほとんど競争が働いていないように思えるのですが、この辺はどう説明できるでしょうか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田です。

本件の概要から説明させていただきますと、本工事案件は、緊急工事案件として、1年間を通じて即時体制で現場対応を可能とする各種ノウハウが必要です。今回、信号器材株式会社が長期継続になっている具体的な理由としましては、緊急要請に対応した工事技術者、あるいは現場作業員の配置が確実にできること。あるいは、各種資材の在庫や入手ルートを確認

保していること。あとは、警視庁の管内、広範なエリアをカバーできること。さらに、標識メーカーとして、信号器材は部材費を安く抑える、あるいはコストが他社よりも低いということができるという前提がありまして、総合的にほかの会社よりも工事費を安く単価設定ができる点が大きな要因と思われまます。

現行では数者、特に今回は見積り合わせで大体2者から3者入れてくれてはいるのですが、当庁の緊急工事で必要となる条件をクリアして、安い金額で入れてこられるというのは、やはり信号器材株式会社が強いということで、ほかが出てこないというのが状況となっております。

以上です。

【小見部会長】 状況は了解いたしました。

ほかに。

【木下委員】 木下でございます。

今のお話との関連ですけれども、過去の数年の状況を拝見しますと、今年と同じように、受注した信号器材のほかに、アークノハラという会社とエールという会社が大体見積り合わせに数字を出して参加していて、言ってみればその数字の並びも、大体、信号器材、アークノハラ、エールで毎回決まったような並びになっているのですけれども、この3者の間で、例えば信号器材さんは受けていらっしゃるけれども、その下請を部分的にアークノハラやエールが分担するというようなことが行われていることはないのでしょうか。というのは、これだけ毎年、受注の機会をうかがって参加しているのに、毎回同じぐらいの順位で負け続けているというのも、ある意味、不思議な状況なので、何かこの3者の間で、元は信号器材が取るけれども、その下で協力してアークノハラやエールが参加しているようなことがあれば、私はそれで一つの状況が見えてくるように思うのですが、いかがでしょうか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田と申します。

おっしゃるとおり、そのような形で動きはあるのですけれども、会社同士で下請等をやっているというようなことは確認しておりません。また、把握もしておりません。

各会社にありますのは、工事現場に対してチームを必ずつくって、そちらでそれぞれ現場に対応するような形でやっていると思いますので、自社で全部対応できるはずですよ。はずというか、していると思います。ですので、そのような下請としてのつながりはないと思っております。

以上です。

【小見部会長】 今のお話は、思っているというような御発言でしたけれども、事実がないということでもよろしいですか。それとも、確認できないということ。いかがでしょうか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田です。

直接業者には確認が取れないのですけれども、過去の状況からしても、現場へ行っている者からしても、そのような動きはないと聞いております。

以上です。

【小見部会長】 了解しました。

木下先生、それでよろしいですか。

【木下委員】 極めて、信号器材さんを中心にして、割とこの3者の関係、特に信号器材さんとアークノハラという会社さんは、割と同調したような入札動向があって、一番あれっと思ったのは、平成30年の希望制指名入札のときに、信号器材さんとアークノハラが無効の札を入れて、ほかの人が辞退したために一旦不調になって、その後、恐らく再入札だと思うのですけれども、信号器材さんとアークノハラが「入札」の札を入れて、ただそのときもやはり信号器材さんが一番を取ってということで、なかなか一緒に無効になるなどというのは少し珍しい案件でもあるので、何かあるのかと思わせてしまうようなところはあります。

というのは、長い間、札だけ入れているけれども仕事をしない、札だけ入れているけれども仕事をしないというのが、アークノハラやエールにとって、どのような動機があるのでしょうか。こうして取れないわけですから。前年に取れなかったら、もっと金額を下げているなど、何かあるのではないかと思うのが若干微妙に疑問に感じたところですから、もしかして一旦取ったところから下請が回るのであれば、そういう動機もあるかと思って聞いてみました。お分かりにならないということであれば、もうそれはたまたま重なっているのか思いようがないと思います。

以上です。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡です、すみません。

今の前提の確認ですけれども、入札して契約事業者が自ら施工しているのか、下請に施工させているのかというのは、発注側は把握できないのでしょうか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田です。

発注側では把握はできます。

以上です。

【森岡委員】 それで、先ほどの御回答は、確認ができる状況において、アークノハラなどは入っていないと、そういう趣旨の御回答と理解していいですか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田です。

施工体系図におきましてもアークノハラ等が入っておりませんので、下請はないと断言できます。

以上です。

【森岡委員】 ありがとうございます。あと、これもこの案件に特異な話ではないのですけれども、どうしてもこういう特殊なものは、あるところが集中して受けていて、警視庁だけで見ると、なかなか解決がし難いようにも見えるのですが、ほかの警察、神奈川県警や埼玉県警、千葉県警などでどのような入札動向になっているのかというのは、情報交換はやっておられないのでしょうか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田です。

他府県につきましては、今のところ、情報交換というのは、特にやってはおりません。工事の仕様の内容が全く同一というような案件があまりない点と、あるいは該当となる現場のエリアの状況など、そういうのを考えても、参考にならないと言ったらおかしいかもしれませんが、比較するには少し難しい状況でございます。ただ、こういう緊急工事という特殊な工事ですので、少しでも情報をたくさん取って、取り入れて対応して、柔軟にいけばとは思っているところでございます。

以上です。

【森岡委員】 ありがとうございます。例えば、信号器材さんは、ここは本社が川崎だったりなどして、恐らく東京の仕事だけしているような小さい事業者ではなさそうですから、それぞれどのような、先ほど木下委員のおっしゃったような2者の入札の行動なども、他府県等の行動も見ると、いろいろ見えることも、もしかしたらあるかもしれないと思えますし、また積極的にほかの事業者が落としやすくなるようなヒントもあるのかもしれないと思ったので、警察はもちろん、なかなか横に広がるというのは簡単ではないと承知はしておりますが、そういう工夫もしていただけるといいかと、私としては思ったところです。

以上です。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。松本委員、何かございますでしょうか。ミュートになっているようです。

【松本委員】 すみません、独り言を言ってしまいました。私からは特にありません。ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案について、まとめに入りたいと思います。運用状況等について特に問題はないということであれば、今回、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆さん、いかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

(異議等なし)

【小見部会長】 分かりました。御異議等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

警視庁の皆様、ありがとうございました。退出をお願いします。

(警視庁退室)

(下水道局入室)

【高柳契約調整技術担当課長】 小見先生、準備ができたので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小見部会長】 それでは続きまして、議案3の審議を始めたいと思いますので、準備の

上、説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案3の事業所管局であります下水道局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介でよろしく願いいたします。

【星野契約課長】 おはようございます。経理部の契約課長をしております星野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【山岸技術部設計課長】 流域下水道本部設計課長をしております山岸と申します。よろしく願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案3を御覧ください。

高額、高落札及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「南多摩水再生センター汚泥濃縮設備再構築その2工事」です。本件は希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望4者、指名5者、応札1者で、落札率は99%となっております。工事の概要につきましては、次の2ページのとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について質問や意見のある委員をお願いします。

それでは、私から質問させていただきますが、これは事前に質問をさせていたideているのですが、本件、その2という工事になっていますけれども、その1についても発注をしていると思いますが、それはいつで、落札をしたのはどちらでしょうかという質問です。

【山岸技術部設計課長】 設計課長の山岸でございます。

本工事の前に、その1工事を発注しております。工事内容につきましては、既設の汚泥濃縮機が3台ございまして、その1工事では、そのうち1台を再構築する工事としてございます。受注者につきましては、その2工事と同様に、株式会社クボタとなっております。

以上です。

【小見部会長】 そのときは、やはり1者入札だったのでしょうか。

【星野契約課長】 契約課長、星野でございます。

そのときは、6者の指名でございましたが、残念ながら5者辞退となりまして、1者入札という結果でございました。

【小見部会長】 そうすると、今回と似たような状況だったということだと思いますが。

今回の1者入札だった辞退の理由が資料に載っていますが、「予定技術者の配置が困難」というのと、「見積金額が当初見込みより過大になった」と「弊社都合」というのがありますが、何か競争が働きにくいような状況があるのでしょうか。何かもしそれについて御見識があれば示していただきたいと思いますと思うのですが、よろしく願いいたします。

【山岸技術部設計課長】 設計課長の山岸でございます。

今回の工事につきましては、特に条件は示しておりませんので、内容的にはどの会社でも施工はできたと考えているところでございます。

【小見部会長】 これは、予定価格は事後公表ということですね。

【星野契約課長】 はい、さようでございます。

【小見部会長】 その1も同じような状況だと、事後公表だったと思うのですけれども、そうすると、少なくともその1のときの予定価格は事後に公表されて、その2の入札が行われたということによろしいでしょうか。

【星野契約課長】 はい、そのような流れでございます。

【小見部会長】 分かりました。

ほかにかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡です。

これは、またこの件特有の話ではなくて恐縮なのですが、この辞退理由は、基本、選択式の中から選ぶというお話でしたよね。

【星野契約課長】 はい、おっしゃるとおりでございます。

【森岡委員】 一回これを単なるブランクにして、自由記述にしてもらうというのはどうだろうと思うことがあります。やはり角が立たない理由は「配置予定技術者の配置が困難になったため」と、多分、事業者としては書かれるのだと思うのですけれども、事業者によっては、正直にと言ったら変ですが、「弊社都合により」と書いておりますけれども、自由に書いてもらったらどのような答えが出るのかというのは、実態を知る上で、それで相手を詰めるなど、そういう話では全然なくて、実際どうなのでしょう。言ったら、希望もしていないのに指名されて困ったようなことがあるのかどうかはよく分かりません。先ほどの木下先生のやる気があるのかどうかという話もあったと思うのですけれども、彼らの本当のところを知る方法があればいいかと、アイデアだけで申し上げたところです。

以上です。

【木下委員】 木下でございます。

少し関連しますが、今回の場合は、むしろ希望業者さんが4者で、追加1者を任意指名なのです。しかも、希望業者さんは、どう見ても大型の、要するに大きな会社さんばかりで、見ると水道関係など、そういうところの、もちろん技術的にも経験的にも多くおありのところは4者、希望で出されて、追加で指名になったのはともかくとして、そのうちの3者が辞退をしてしまうというのは、なかなかどうしてなのだろうと、やはり少し疑問に思います。工事が小さ過ぎて、技術者を1人置くにはもったいないからという、よくある理由ではなくて、これだけの大型の工事ですので、希望も出して、社内である程度、業務を進めたとしたら、入札まで辞退してしまうのは、変な言い方ですけども、やはりゆゆしき事態だと思います。札を入れて取れなかったのとは少し違うので。今、森岡先生がおっしゃったように、辞退という状況については、発注者側としては、競争性を維持するためにも、なるべく辞退を防止するための工夫は——業者さんがそうだからというだけではなくて——していただかないといけないのではないかと思います。例えば、今おっしゃった、このなぜの理由のところを、要するにコンピューター上のあらかじめのアンケートのようなところではなくて、できれば、これだけの大型の工事なので、幾つかを抽出してインタビューしてみるなど、



是非していただくことで、本来の意味の競争性を維持することにつながるのではないかと思います。

以上です。これは、御質問というか意見ですので、よろしくお願いします。

【小見部会長】 私も同じことを思っております、いつも前々から同じような意見は何回も出ているのですけれども。一方で、これだけでは足りないということで、ヒアリングをされたりすることがあるのは承知しているのですけれども、わざわざヒアリングする前に、自由記述のようなものができるようにしたほうが、より広くいろいろな意見が集められると思いますが、これはシステムの問題ですから、そんなに簡単に変わるの難しいのかもしれませんが、ぜひそういうところを今後の課題として御検討いただければと思います。本件についてどうこうということではありませんけれども。ということで、ぜひ御検討……。はい。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局、高柳です。

今、辞退したときの理由の選び方ということで、プルダウンで幾つか選べるようになっておりますし、一方で、当然ながらそこに該当しない理由も中にはありますので、そうした場合には、今は自由記述もできるようにはなっております。そういう意味で、事業者の方々、当然ながら、なるべく参加しやすいように、我々、参加していただいた上で、ただ我々の工事だけではなくて、例えば地元の区市で発注するようなものもあれば、あるいは国で発注してくる案件も中には当然あると思います。その中でほかの入札案件との、例えば別の案件が契約に至った場合には、なかなか技術者の配置が難しくなったりなどというようなこともありますので、我々として、辞退については理由を示した上でやっていただければ、例えばペナルティーなど、当然ながらそのようなことを科すことつもりはないと。したがって、我々としては、辞退については、あとは入札参加していただいた上で、一個一個入れていただくことで一つのその事業者の実態を示していけないかということが、これの趣旨かと思うのですけれども、そのあたり、どこまで実際お書きいただけるかということもありますし、案件も多いということもございますので、そうした事業者の方々の利便も含めながら、今、プルダウンと自由記載を併用してございますので、また今、先生にいただいた御意見を含めまして、そういったことがどういったことができるか、そこはまた少し時間いただきながら、よりよくするにはどうしたらいいかということは、できる範囲で考えてまいりたいとは思っております。

以上でございます。

【小見部会長】 今、プルダウンと自由記述とおっしゃいましたけれども、プルダウンで「その他」などを選ばなければ、自由記述はしないで進んでいくのでしょうか。それとも、プルダウンでどの選択肢を選んでも、自由記述もできるようになっているのですか。システム上、どちらでしょうか。通常、大体「その他」を選ばない限り、自由記述が書けなくて、面倒くさいから、ある選択肢を選んで、そのまま次に行くというのが多いような気がするのですけれども。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局、高柳です。

すみません、私も細かなシステムのつくりは、今、承知しているところではないのですが、プルダウンから選ぶこともできるし、もう一つ自由記述の欄があるかと思ってございますので、そこで何か特別な手続を踏まないと自由記述に行けないというような中身ではなかろうかとは考えてございます。

【小見部会長】 分かりました。もし、例えば「その他」を選ばない限り、自由記述ができないということであるならば、そうでないようにできないか、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

ほかに御意見いかがでしょうか。

【森岡委員】 細かい話というか、あれなのですけれども、今回の辞退理由で、「配置予定技術者の配置が困難になったため」と回答した事業者に関しては、恐らくプルダウンメニューから選んだものというのは、私も入力画面は見たことないのですけれども、想像がつくわけですが、「見積金額が当初見込みより過大となったため」という理由と、と「弊社都合により」という理由は、プルダウンメニューに入っていたものなのですか。特に後者はそうではない気がしたのですけれども、それは何か分かりますか。

【星野契約課長】 すみません、お待ちください。

【森岡委員】 すみません、細かい話で。

【星野契約課長】 失礼いたしました。すみません、契約課長、星野でございます。

こちらのコメントにつきましては、先ほど高柳課長から御説明がございました、自由記述の欄に書かれているコメントということで理解してございます。

【森岡委員】 「弊社都合」はそれで、「見積過大」もそうなのですか。

【星野契約課長】 こちらはプルダウンでございます。失礼しました。

【森岡委員】 なるほど。では、「見積過大」はプルダウンから選んでいて、「弊社都合」があえてこういうことは、何らかのメッセージなのかと、勝手に私などは思ったのです。それはそれで。

あと、個別の事案で「何で」と詰めたら、それはあちらも、この件でこうだとなかなか言いつらいところがあると思うので、匿名化というか抽象化というか、別にあなたが断ったのをけしからんと言っているわけではないからという前提で、一般的な話として、それこそほかの案件があつて、多分こちらを選択しないで、ほかのものを選択したという、どこも忙しい会社でしょうから、そういう話だと思うのですけれども、何がきっかけで、理由で、ほかの案件のほうが良いと思ったのかというところを、いや、こちらのほうが利益率が低いなど、具体的に言うと差し障りがあるのでしょうかけれども、抽象的にこういう要素であるのだというのを少し言ってもらえるようなヒアリングがもし可能だといいのではないかと思ったりしたところなんです。せつかなら多くの業者に参加してもらえよう入札の条件を提示したほうがきっといいのだらうと思いましたので、この件で聞くよと言うと、多分みんな、なかなか口がはばかって言えないのでしょうか、何か方法があるといいかと思った

というくらいでございます。

以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。次の議案4の案件もありましたし、そちらのほうが先でしたから、ひょっとするとそれが影響しているのかもしれないですが。あくまでこれは想像にしかすぎませんが。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況等について特に問題はないということであれば、今回、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆さん、いかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

(異議等なし)

【小見部会長】 御異議等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

下水道局の皆様、ありがとうございました。退出をお願いいたします。

【下水道局一同】 どうもありがとうございました。

(下水道局退室)

(下水道局入室)

【高柳契約調整技術担当課長】 準備はよろしいでしょうか。

それでは小見部会長、準備ができましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小見部会長】 それでは、議案4の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 議案4の事業所管局でございます下水道局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いいたします。

【星野契約課長】 引き続きまして、経理部の契約課長、星野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本設備設計課長】 建設部設備設計課長、山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案4を御覧ください。

高額、高落札及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「南部汚泥処理プラント汚泥焼却電気設備再構築その2」でございます。本件は、一般競争入札により発注を行ったものでございまして、申請3者、資格確認3者、応札1者で、落札率は98%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【小見部会長】 それでは、本事業について質問や意見のある委員はお願いします。いかがでしょうか。

【松本委員】 松本です。

【小見部会長】 よろしくをお願いします。

【松本委員】 発注予定表の希望申請要件の中に、全体計画処理数量10万立方メートル毎日以上の下水処理場のプラント監視制御設備の工事の元請としての施工実績を有する者とあるのですが、この……。

【小見部会長】 あれっ。落ちてしまいました。

【高柳契約調整技術担当課長】 回線の状況が悪そうなので、少しお待ちください。

【木下委員】 先生、切れているようです。

【小見部会長】 では、復活するまでに、別の御意見があればそちらを募りたいと思いますが、いかがでしょうか。

では私から、事前に御質問して、これは資料を頂いていると思いますが、先ほどの事案3は、あれは濃縮でしたか。

【星野契約課長】 はい、濃縮でございます。

【小見部会長】 こちらは焼却になっていますけれども、濃縮と焼却は、一連の中での濃縮部分過程と焼却過程があって、それが違うということでしょうか。

【山本設備設計課長】 はい、そのとおりでございます。下水の汚泥は、一般家庭から流れてくる下水の中に含まれております。それは、水分が非常に多く含まれておりまして、一気に燃やすわけにはいきません。まず濃縮といひまして、水分を3%ほど減らします。その後、脱水というもので75%ほどの含水率に下げます。その後、大きな焼却炉で燃やして、灰にして無害化するといったところでございます。

【小見部会長】 松本先生、すみません。先に別のを進めておりますけれども。

【松本委員】 はい。

【小見部会長】 それで、今の話ですが、濃縮と焼却はどちらも同じ業者ができる、要するに業態としては別に同じ業者が両方できると考えてよろしいのでしょうか。

【山本設備設計課長】 それは、各社違いますので、被っている会社もあるかもしれませんが、別々でございます。

【小見部会長】 分かりました。

取りあえず、私の質問は以上です。すみません。

それでは松本委員、先ほどの続きとか、もう一度お願いします。

【松本委員】 申し訳ないです。途中で切れてしまひまして。

先ほどの希望申請要件で定められております全体計画処理数量1日10万立方メートル、これがどのぐらいの規模なのか少し疑問でして、つまりこの数字が大き過ぎると、そもそも申請というか希望を出せる人が減ってしまうということかと思うので、そもそもこの数字が適正な値なのかというのはどのように決められたのか、教えていただければと思ひま

す。

【山本設備設計課長】 東京都の規模はかなり大きいので、大体20万トン以上の処理場でございます。ただ、日本全国に2,200ほどの処理場がありますが、そのうち10万トンのものがどれくらいあるかというところまで調べようと思ったのですけれども、そこまで調べ切れなかったのですが、中小規模の処理場であればほぼ全て、10万トン程度の処理を持っています。我々も、電気設備も含めて、そういったハードルをできるだけ高くしないようにして、ただ中小規模レベルのものは確保しようということで、その実績で決めさせていただいております。

【松本委員】 どうもありがとうございます。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【木下委員】 木下でございます、すみません。

今回のケースで、明電舎さんから辞退理由に「見積金額が当初見込みより過大となったため」というのが上がっております。最近大変にいろいろな器材も、それから輸送費も実験費も高騰していて、こういう理由による辞退が今後増えてくるのではないかと思います、予算の関係もあると思うのですけれども、工事の発注を計画してから実際に入札するまでの期間は、このくらいの規模の工事ですと、どれくらいになるのでしょうか。その間に物価の変動などを見越すということをどの程度、要するに予定というか、御検討されているのでしょうか。この工事だけでなく、全般のことかもしれません、その点を教えてください。よろしくをお願いします。

【山本設備設計課長】 見積書の期限というのを区切っております。大体約1か月で区切ってございまして、1か月前に見積りを取らせていただきます。その後、設計を起工して、起工後、約2～3か月で契約に入る形になりますので、起工してからの2～3か月と、見積りを積算するために取るということで考えますと、大体4か月前になるかと考えております。

【木下委員】 ありがとうございます。今までですとあまり気にならなかったのですけれども、最近ですと事業者の物価上昇率が9%というようなすごい数字になってきているので、今後このような辞退理由は増えてくる可能性もありますので、ぜひある程度の価格の見積りの検討をされる際にも、今後の発注期間までのことを予想して、少しゆとりを持つというか、その辺が必要なのではないかと思います。こういう辞退理由が増えないためにも、工夫していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【山本設備設計課長】 承知いたしました。

【小見部会長】 これは具体的に今、この案件などではなく、何か検討を東京都でされていたりはそののでしょうか。今もお話あったように、物価が急激に上がっていますけれども。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局、高柳です。

今、先生御指摘のとおり、大分、物価の高騰が見られるような状況になってございます。一方で、工事の積算をしていく上では、当然ながら根拠に従って単価を積み上げて、予定価格をつくっていくというのが非常に重要なことでございます。ですので、まず予定価格をつ

くっていくときには、なかなか見込みで上がっていくだろうというようなことでの数字では正直入れづらいところではあるのですが、少なくとも最新の単価をもって予定価格をつくっていくといったことが重要ななと思っております。ここは、起工していく部局では、しっかりとそのあたりの対応をしていると考えています。

一方で、そのような形で予定価格をつくっていった後に契約手続に入っていくわけですが、ここについては契約書にスライド条項というのが定められています。物価の変動、あるいは賃金の変動、こうしたものがあつた場合には、受注者側の請求によって、実勢に応じた金額に変更していくといったことが、そもそも契約約款に位置づけられておりますので、こういったものを我々としても、今般のこの状況を踏まえまして、事業者団体にはしっかりと通知もしています。こうした条項なども使いながら、適切に物価上昇のこうした状況に対応してまいりたいと考えてございます。

【木下委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【森岡委員】 すみません。また先ほどの前と同じようなのですが、もともとの汚泥焼却電気設備自体を造つた会社はどこでしたか。

【山本設備設計課長】 こちらを造つた会社は富士電機でございます。

【森岡委員】 では、そのとき、メタウォーターは下請などでも入っていないのですか。

【山本設備設計課長】 メタウォーターは、富士電機と日本ガイシがその後、合体といつたらあれですけども……。

【森岡委員】 くつついたのですか。

【山本設備設計課長】 ええ、くつつきまして。

【森岡委員】 そうですか。

【山本設備設計課長】 そういう形になってございます。

【森岡委員】 では、元施工のようなものではあるわけですね。

【山本設備設計課長】 そうですね。

【森岡委員】 それは、再構築ですから、壊して造るといふ話なのでしょうけれども、元施工の会社がやるのと、そうでもない会社がやるのでは、実際は何かやりやすさなどは違うのですか。それはアナログな感覚の話で結構なのですが。

【山本設備設計課長】 やはり一回設計をしている会社が、その辺のことを知っているという点ではメリットがあると思います。ただし、一般的な部分で、監視制御というのは、ほかの処理場、全国にもありますけれども、そういった形のところについてはかなり共通点がございまして、そこは我々としてはしっかりと、その部分が既存の監視制御設備と絡まないように、今回は新規のような形で出しておりますので、今回応札された会社というか、エントリーされた会社は、複数社あつたと考えております。

【森岡委員】 あと、ごめんなさい、再構築というのは、既存の設備をばらす解体作業も工事に含まれているのですか。

【山本設備設計課長】 実は、我々の今回の発注というのが、監視制御設備というところですので、スーパーコンピューターまではいかないのですけれども、一般にかなり頭腦的なところがございます。それをばらすというよりも、丸ごと替えてしまう、そういう形でございます。

【森岡委員】 今、少し聞こえにくかったのですが、もう一回よろしいですか。すみません。ばらすというより……。

【山本設備設計課長】 ばらすというよりも、新しいものを、要するにパソコンで言うとCPUと言われているような部分が、大きな箱になっているのですけれども、それを置いて、切り替える。新しいパソコンにと言ったらあれですけれども、コンピューターに切り替えるというような作業でございまして、ばらすということではございません。丸々取り替える形でございます。

【森岡委員】 分かりました。焼却設備を壊して、建物を建てるような物理的なイメージで勝手にいたのですが、すみません、よく読むとそういうことなのですね。コンピューターシステムの入替えと、そういうことになるのですね。

【山本設備設計課長】 そうです。

【森岡委員】 分かりました。そうすると、ソフトウェアの仕様など、そういうものはそれほど標準化されているものではないのでしょうか、そういうのはある程度、特殊なシステムなのですか。

【山本設備設計課長】 そうですね。やはり各社のノウハウがありますので、それぞれの会社さんのアプリケーションと言ったらあれですけれども、構築をして、それで焼却炉を制御する形になります。

【森岡委員】 なるほど。そのインターフェースから先というか、機械部分やセンサーなどは従前のものを多分使うのでしょうから、その相性のよさという意味では、やはり元施工がやったほうが何となく有利、やりやすい感じは受けますけれども、そのようなものですか。だからいけないという話では別はないのですけれども。

【山本設備設計課長】 ほかの会社でもつなげるように、しっかりとその辺の部分は技術的にも確立していますので、そこについての障壁はないと考えております。

【森岡委員】 分かりました。標準化というか、そういうあまりにも特殊な設備で、特殊なソフトでしか制御できないというような形にはしないようにハードはつくってあると、そのようなイメージでしょうか。

【山本設備設計課長】 そうですね。

【森岡委員】 分かりました。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。

すみません、ちなみにこれもその2工事と書いていますけれども、その1はどういう状況で、何者が手を挙げて、どこが取ったというのは分かりますでしょうか。

【山本設備設計課長】 その1工事については……。

【星野契約課長】 すみません、少々お待ちください。

【山本設備設計課長】 その1工事については、メタウォーターが契約の相手方になっております。

【小見部会長】 同じですね。

【山本設備設計課長】 そうですね。

【小見部会長】 そのときは、応札状況はどうだったのでしょうか。

【山本設備設計課長】 応札状況は1者です。

【小見部会長】 1者。

【山本設備設計課長】 そうですね、入札状況は1者で、2者辞退されております。

【小見部会長】 ひょっとして同じ顔ぶれですか。

【星野契約課長】 すみません、少しお待ちくださいませ。

【山本設備設計課長】 同じ顔ぶれです。

【星野契約課長】 そうですね。同じでございます。

【小見部会長】 そうですか。

【山本設備設計課長】 はい。

【小見部会長】 これは、さらにその3などもあるのでしょうか。

【山本設備設計課長】 まだ今のところ、すぐに計画はないのですけれども、いずれ更新になりますと、そういった形に続くと思います。

【小見部会長】 分かりました。ということであれば、なるべくその3ではもう少し、例えば顔ぶれが少し増える、入れ替わるようなことになる工夫をしていただければと思います。これは本件では関係ないですけれども、同じ状況がずっと繰り返かえされないように、ぜひ御検討いただきたいと思います。

【山本設備設計課長】 承知しました。

【星野契約課長】 はい、ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況等について特に問題はないとのことであれば、今回、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆さん、いかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【小見部会長】 御異議等ないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

下水道局の皆様、ありがとうございました。退出をお願いいたします。

【下水道局一同】 ありがとうございました。



(下水道局退室)

【小見部会長】 よろしいですか。

それでは、議案5の審議に入ります前に、20分間の休憩を取りたいと思いますが、事務局、それでよろしいですか。

【高柳契約調整技術担当課長】 そのような形でお願いできたらと思いますが。

【小見部会長】 では、どうしましょう。今、28分ですが、48分、50分でいいですか。

それでは、10時50分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

(休憩)

(港湾局入室)

【小見部会長】 それでは、議案5の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案5の事業所管局でございます港湾局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介でお願いいたします。

【石橋財務課長】 着座でよろしいですか。

【小見部会長】 はい。

【石橋財務課長】 港湾局総務部財務課の石橋と申します。今日はよろしくお願いします。

【岩出埋立整備課長】 港湾局東京港建設事務所埋立整備課長の岩出と申します。よろしくお願いします。

【阿達開発企画課長】 港湾局臨海開発部開発企画課長の阿達でございます。よろしくお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案の5を御覧ください。

高額、高落札事案及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事」でございます。本件は、一般競争入札にて発注したものでございまして、申請1者、資格確認1者、応札1者で、落札率は97%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【小見部会長】 それでは、本事案について質問や意見のある委員をお願いします。

【木下委員】 木下ですけれども、先によろしいでしょうか。申し訳ございません。

【小見部会長】 はい。

【木下委員】 この工事は一般競争入札（技術実績評価型総合評価方式）でおやりになっているのですが、実際は1者のみの希望で、1者応札だったので、この1者応札であることと、技術実績評価型であることは、実際あまり効果はなかったのではないかと思うのですが、この技術実績評価型総合評価方式を取りながら希望1者で入札手続を進められたのは、何か御事情があるのでしょうか。その点を教えてください。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局からです。

まず今回、1者入札の話と、あと総合評価方式の話が今、木下先生からございました。

まず、総合評価の話ですけれども、これは技術実績評価型と申しまして、ある程度の規模があるような工事について、過去の実績、例えば同様な工事の過去の工事成績であったり、あとは技術者の資格の要件であったり、そういったものを加味しながら、技術点としてカウントしていった、価格と技術の両面で総合評価が一番高い人に落札していただくと、こうした制度となっております。このような総合評価については、例えば技術的な難易度が高いなど、そうした品質確保が特に必要だというような案件に適用していくことが多くございます。そのような案件に、まず総合評価を当て込んでいくといったものでございます。

一方で、今回結果として1者となっているということがございますので、その技術点、あるいは価格点がどうであったかは、他の事業者がいるわけでは今回はなかったということなので、そこが結果として、総合評価は技術力のある人が選ばれるような仕組みになっているのですけれども、その相手方が今回についてはなかなかいなかったといったような状況かと思っております。ある程度競争が働く中では技術力のある人が選ばれやすいような、そうした制度でこの技術実績評価はつくっているといったところでございます。

【木下委員】 技術実績の総合評価方式が、価格競争だけではなくて、要するに価格競争で劣悪な状況になるのを防ぐためにも、技術力と価格力を総合評価するという意味では、意味があるは当然分かっているのですけれども、この事案はそういう中でも1者応札で、逆に言うと、これは比較対象がない中で、1者応札でも進めざるを得なかったのか、あるいは進めたということについて、どのような経過があったのかという点も御説明いただきたいと思えます。ほかの案件ですと、1者希望だと任意で指名先を追加したりしているのですけれども、それもしていないですよ。そういう意味では特異な入札経過だと思うので、その点の確認は必要だと思います。よろしくをお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 承知しました。事務局、高柳です。

総合評価については、先ほど説明を差し上げましたけれども、例えば過去の実績などを評価して、技術点として積み上げて評価していくといったものでございます。一方で、この総合評価の案件については、我々は任意選定を行わないと、こうした運用をしています。その理由ですけれども、例えば事業者の過去の実績を我々は知っていると、もう把握をしているということがございます。したがって、この事業者がそもそも同じような案件を過去に受注した実績があるかないか、あるいはその実績で、例えば工事成績が何点だったのかを我々は知り得ているといったことがございまして、その中で任意選定していくということは、少し恣意的な運用にもつながりかねるのではないかと、我々としてはそうした懸念を持っています。そのような公平性等を踏まえまして、我々が任意選定をするということではなくて、総合評価については、手を挙げていただいた方を指名していく、あるいは資格確認をしていくといったような、ある意味、一般競争入札に近いような運用を我々はしているところでございます。そうした意味で、今回、1者の方が手を挙げていただいて、その方以外の

任意選定をせずに、その1者を今回、資格確認して、参加いただいたといったものでございます。

【小見部会長】 今の御説明でよろしいですか。

【木下委員】 ごめんなさい。総合評価方式だと任意の指名の追加をしないというのは今回初めてお伺いしたので、「そうなのかな」と思いました。

一方で、過去に同じ工事が一度、希望ゼロで中止になっていて、今回、希望1者ということで落札なのですが、その経過を見ると、当初発注は今回の発注額に比べるとかなり大きい発注で希望ゼロで、今回、発注額を少し絞ったところで希望1者となったのですが、この経過というのも希望1者であることと何か関係があるのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

【岩出埋立整備課長】 東京港建設事務所、岩出です。

これは予算の関係で、こちら側の事情なのですが、年度予算ということがありまして、一回不調になった後、期間が限られるものですから、発注規模を縮小して、見直して出したという事情でございます。

【小見部会長】 よろしいですか。

それでは松本委員、どうぞ。

【松本委員】 ありがとうございます。少し戻るのですが、総合評価方式の場合には任意の指名はしないというのは、どこかの規約に書かれているのですか。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局の高柳です。

我々財務局で、総合評価方式の要綱を定めています。その要綱の中で、我々としてはそのような任意選定の扱いについて定めておりますので、これは我々のルールとして明文化して、知事部局の中で運用しているものでございます。

【松本委員】 分かりました。ありがとうございます。

【前山契約調整担当部長】 すみません、契約調整担当部長の前山です。

先ほどの総合評価の関係の説明は正しいのですが、今回の案件はもともと一般競争入札ですので、そういう意味では任意選定というのは起こり得ないものでございまして、その点、少し補足させていただきます。

【松本委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 よろしいですか。

【森岡委員】 よろしいでしょうか。

【小見部会長】 はい、森岡委員、どうぞ。

【森岡委員】 森岡です。

発注側としては、先ほどの1回目が不調に終わったという原因としては、どういうことを分析されておられるのでしょうか。

【岩出埋立整備課長】 幾つかの業者にヒアリング……。

【高柳契約調整技術担当課長】 名前を。

**【岩出埋立整備課長】** すみません。東京港建設事務所、岩出です。

幾つかの業者にヒアリングをさせていただきました。その中で、やはり船の確保や、それから技術者の確保、それからあと、ここの現場の特有で、特質がありまして、油のターミナルがございまして、常に油の船が昼間出入りしているものですから、施工としては夜間にならざるを得ません。そうすると、夜間施工して、昼間は外に出てという往復で必ず定位置に戻らないといけなかったり、それから地盤状況が少し砂混じりだったりなど、この現場の特有の事情があったりして、そういうところを勘案して、会社さんとして、リスクというのでしょうか、やはりそういうところを勘案していたようですと聞いております。

**【森岡委員】** ありがとうございます。それで、結果として、令和3年度の施工部分というのが——1ページですか——見ると、地盤改良予定の場所のごく一部ということになっているのですが、これが例えば、準備は大変だけれども、場所が小さいので、結局、契約金額も大きくならず、割に合わないということで、ほかの業者が手を挙げなかった可能性はあるのでしょうか。

**【岩出埋立整備課長】** 私どもは、そうではないと考えています。実は、その後も幾つかの業者さんにいろいろ聞いたりしている中で、やはり本当にこの事業が——今回の工事がこの事業の一番初めの工事着手でございましたので——これから今後ずっと続いていく中で、一番初めです。そういう中で、本当にうまくいくのかと。要するに、利用調整や施工条件などというのはあって、本当に工事自体がうまくいくのかというところを何か心配されたという情報も入ったりしているので、その辺が少しきついのかと感じております。そういう意味では、そういうことを踏まえれば、工事規模が大きいとか小さいというところはないかと考えています。

**【森岡委員】** ちなみに、令和4年度の発注予定の工事範囲というのは結構広くなるのですか。

**【岩出埋立整備課長】** 今、検討中でございますけれども、今契約しているものよりも倍ぐらいを想定しております。

**【森岡委員】** その上で、今回は1者ということですがけれども、令和4年度以降にも当然工事が続くと思うのですが、その際に1者応札にならないような工夫は何か今考えられていることはあるのでしょうか。

**【岩出埋立整備課長】** 今回はどうしても地盤改良の特殊船を使わなければいけませんので、そういう情報を取りながら、空いているときを狙って、かつ工期も十分取っていくということも考えていきたいと思っています。また、できるだけ精度のいい情報を事前に、いつ頃このぐらいの規模で発注すると、そういう予定を明らかにしていきたいと考えております。

**【森岡委員】** 何となく素人の感覚から言うと、初めに取ったところが続いて取るのかという感じも受けるのですけれども、なるだけほかの業者も入りやすいような条件を工夫していただくしかないかというのは思ったところです。

以上です。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。

では、私から。この1ページ目のを見る限り、令和4年が今の倍ぐらいの予定だとおっしゃいましたけれども、そうすると、まだまだずっと延々と続いていくように見えるのですが、これは少なくとも10年ぐらいかかると想定されているということでしょうか。

【岩出埋立整備課長】 10年弱ぐらいで考えております。

【小見部会長】 弱ぐらいですか。

【岩出埋立整備課長】 10年、はい。

【小見部会長】 今後も入札をされるということだとは思いますが、これができるような業者は、東京都で把握されている限りにおいては潜在的にどれぐらいあるとお考えでしょうか。

【岩出埋立整備課長】 20者程度はあるかと考えております。

【小見部会長】 少し聞こえにくかったですけれども。

【岩出埋立整備課長】 すみません。20者程度はありと考えております。

【小見部会長】 20者程度ですか。

【岩出埋立整備課長】 はい。

【小見部会長】 それは特殊船か何かを使えて工事をする能力があるところという意味でしょうか。

【岩出埋立整備課長】 そういう意味です。

【小見部会長】 20者あるのであれば、もう少し手が挙がるように、ぜひ工夫をしていただければと思います。

私からは以上です。

ほかによろしいでしょうか。

【松本委員】 はい。

【小見部会長】 それでは、ここで一旦、本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況等について特に問題はないとのことであれば、今回、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆さん、いかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

(異議等なし)

【小見部会長】 御異議等ないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

港湾局の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

【港湾局一同】 ありがとうございました。

【小見部会長】 お疲れさまでした。

(港湾局退室)

(交通局入室)

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは小見先生、準備ができましたので、よろしくお願いいたします。

【小見部会長】 続きまして、議案6の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案6の事業所管局でございます交通局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介でお願いいたします。

【野澤契約課長】 はい。交通局資産運用部契約課長の野澤と申します。よろしくお願いいたします。

【與田事業改善担当課長】 交通局自動車部事業改善担当課長の與田と申します。よろしくお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案6を御覧ください。

高額・高落札、1者入札及び同一事業者による長期受注の事案として抽出されました案件で、件名は「バス停留所上屋新設等単価請負工事」です。本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものでございまして、希望3者、指名1者、応札1者となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について質問や意見のある委員をお願いします。

【松本委員】 松本です。

【小見部会長】 よろしく申し上げます。

【松本委員】 すみません。指名業者選考委員会の議事録を拝見したところ、3者から申込みがあり、当局の指名基準に基づき選定した結果、実績不足の2者を除く上記1者を指名するとありますところ、実績不足の2者ということで、せっかく3者から希望があったものの、2者を実績不足という理由で指名していないようです。すみません、その実績不足というのはどういった理由で判定されておりますでしょうか。

【野澤契約課長】 契約課長の野澤でございます。

私どもでは、契約をするに当たりましては、その事業を業者が担うことができるかを考えた上で、指名するかどうかを考えてございます。その際に、今回指名できなかった2者につきましては、私どもで年間で計画しております規模に対しまして、実際に彼らがやったことのある実績が少し足りなかったものでございます。

具体的な心配といたしましては、年間で幾つもの上屋を建てていただかなければならないといったような状況になったときに、それらのものを同時並行して施工することができるのかどうか、それが判断できませんでしたので、指名からは漏れてしまったと、指名でき

なかったという次第でございます。うまく説明できたか分からないけれども、そのような内容でございますので、よろしくお願いたします。

【松本委員】 今御説明いただきましたのは、希望選定資料、こちらを基準にどうか、資料として検討されたということですか。

【野澤契約課長】 はい、そうです。

【松本委員】 希望選定資料、A4の横書きで、実績の金額が記載されたものになりますか。これが元資料になるということでしょうか。それとも、ほかの資料を参照されて、判断をされたということでしょうか。

【野澤契約課長】 基本的には、今御覧いただいております希望選定資料が中心となります。ただ、そのほかにも確認できるものがあれば参考にすることはございますが、そういったものにつきましても今回は見られなかったことから、指名できなかったものでございます。

【小見部会長】 今のはそれでよろしいでしょうか。

【松本委員】 はい。

【小見部会長】 どうぞ。

【松本委員】 この数字もどう評価したらそういう判断になるのかが、にわかにはよく分からなかったのですが、ただほかの指名されなかった2者は、受注できると思って希望を出されているという理解なのですけれども、その当事者が、当人というか、当該社ができると思っているのに、できなそうと評価されるというのは、もうひとえにこの数字だけを基準に判断されたということなのですね。

【野澤契約課長】 はい、そうです。客観的な数字から判断させていただいております。

【小見部会長】 私からも今の件に関してお聞きしたいのですが、実績が不足しているという、その実績というのは、東京都さんの仕事の実績という意味でしょうか。それとも、その会社の全ての実績なのでしょう。この表の見方がよく分からないのでお聞きしますが、今の質問についてはいかがでしょうか。

【野澤契約課長】 我々が補足できる、ごめんなさい、説明としては後者になりまして、東京都への実績だけではないところから見てはございます。ただ、それにおきましても、今回御覧いただいております希望選定資料でも、他の官庁の実績や民間での実績、そういったものも参照してございますので、それらも含めまして、少し今回は実績が足りなかったというところでございます。

【小見部会長】 どの程度、東京都さんが想定されるよりも規模が大きくというか、ずっと小さかったのでしょうか。何かその辺の基準というのはあるのでしょうか。

【野澤契約課長】 明確な数値化はしておりませんが、当該施工を行うにあたり信頼に足ると局内で判断できる程度の実績は求めたいと考えております。

【小見部会長】 それで、それが今回はなかったということですね。

【野澤契約課長】 そうですね、はい。

【小見部会長】 ただ、この案件は、今回だけではなく、過去に何回か、1回か2回も議案に上がっていて、その都度、1者であることから、改善の余地があるというようなお話だったと思います。過去5年の入札状況という19ページを見ても、それから——これは差し替えですか。差し替えを事前に頂いておりますが、ずっと過去5年間、全てヤハギ工業さんが指名者数1で取られておりますので、せっかく手を挙げているのにそういう判断をされると、これはいつまでたっても同じことが繰り返されるような気がいたしますが、何か改善の余地はないのでしょうか。

【野澤契約課長】 その部分につきましては、やはり我々としてもしっかりと施工を確保したいという思いはあるものの、今、先生おっしゃったとおり、単純に数字の基準だけですと、なかなか難しいというのも理解できる場所ではございます。ですので、そういったことは、どのような対応ができるかというのは、これは答えになっていないかもしれませんが、これからまた検討できる場所かとは考えております。ただ、今回、希望したけれども指名できなかった事実がございまして、それは明らかですので、今後どういうことを考えていけるか、そういったことを検討していきたいとは考えてございます。

【小見部会長】 それから、これは過去に私が質問したことがあったと思うのですが、業種名が鉄鋼加工で指定されていて、ずっとそうだと思うのですが、それが参入障壁になっているのではないかという気がしているのですが、どこまで広がるかという議論は別にあるとして、これを広げるような余地はないのでしょうか。

【野澤契約課長】 東京都全体として、やはり中小規模の業者の確保は、支援あるいは実際に施工できる業者の確保、そういったものからこの業種が定められている場所かとは考えておりますので、交通局の一存でこれを変更というのは難しいかとは思っております。ただしかしながら、先生おっしゃったような業種の拡大をすることによって、何か変わるものがあるのであれば、その検討の可能性はあるかとは思いますが、ただ、今の時点でこれを拡大してこうという決断までは難しいかとは考えてございます。

【小見部会長】 今回について別に不適切だったということはないですが、今おっしゃったように、中小企業の保護をするというのは一方ではありますが、それと競争性をより広げていくというのが相反する部分があると思うのですが、とはいえ1者がずっと続くというのは健全とは言えないと思いますので、ぜひ取りあえず将来的に検討はしていただけたらと思っております。

ほかに御意見いかがでしょうか。

【松本委員】 松本です、すみません。

【小見部会長】 はい。

【松本委員】 せっかく3者が希望していただいたので、まずは札を入れていただいて、それから検討というわけにはいかなかったのですか。

【野澤契約課長】 札を入れていただいてしまうと、もう後で「これがあったから、あなたたち駄目です」というわけにはいきませんので、それはやはり札を入れる前に、指名の時



点で判断せざるを得なかったとは考えてございます。

【松本委員】 そうすると、指名の時点でもう少し詳しい調査をして、実際に施工が可能かどうか、事業規模や、どういった計画で人員を配置するかなど、結局2者しかなかったわけなので、そういったところを例えば聞き取り調査を行うなりして、ばっさり実績がないというだけで切るほかに、何かやりようがなかったのかとは思いますが。つまり、何も発注しなければ、いつまでたっても実績は出ないわけですから、ずっとこの状況が続くということになりかねないと思うのです。ですので、もう少し、来年、希望者があった場合には、実績だけではなくて、「もしおたくにお願いする場合、しっかりできるのですか」というところを確認しながら、もう少しきめの細かい判断をしていただいたほうがいいと思います。

【野澤契約課長】 ありがとうございます。今御提案いただいた内容が、まさに今後、検討していけるところかとは考えてございますので、いろいろ考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

【松本委員】 お願いします。

【小見部会長】 ちなみにこれは、例えば東京都ではないところでいろいろ造られている業者や、それから民営のバス会社のもを造られているところなどが参入できるのではないかという話が過去に出ていたと思っておりますけれども、ここの今、2者希望というのは、それに該当するところでしょうか。

【野澤契約課長】 今回の2者につきましては、民間のバス会社への直接の契約は見られなかったところではございますけれども、ただそういったことがあるようであれば考えられるとは思いますが、一方、民間のバス会社は、やはり自分の系列の建設会社等に発注する傾向があるようでございますので、そういったところから何かノウハウを得られるのかなど、そういったことも考えていけたらとは考えてはございます。

【小見部会長】 ということは、今回のその2者は、どこかのバス停を造っているという実績はほとんどないということなんでしょうか。

【野澤契約課長】 民バスさんで建てた実績はあるようですけれども、どの程度のどのようなものを造ったのかということまでは情報を把握してございませんでしたので、そういったところもいろいろ聞いていけたらと思っております。

【小見部会長】 分かりました。このヤハギ工業さん自体は埼玉県会社なのですね。

【野澤契約課長】 そうです。本社は埼玉県でございます。

【小見部会長】 ということは、埼玉県の市営か何かのバスもやられているのでしょうか。

【與田事業改善担当課長】 與田です。

埼玉のバス会社で施工しているということは、聞いてはおりません。

【小見部会長】 埼玉の業者でできるのであれば、例えば神奈川などでやっている業者でも、東京都でももちろんできないことはないと思っておりますので、そういう他市、他県の業者等もリサーチされて、お声がけされたらどうかと思っておりました。これは意見です。

ほかにかがででしょうか。

【森岡委員】 もう議論のところは、毎回というか、前もやって、そういう話で、何とかならないのかという話ばかりなのですけれども。

事務局にお願いしたいのは、すみません、私、記憶力があまりよくないほうなものですから、関連する前にも審議したものに関しては議事録をつけていただいたほうが大変助かります。もちろん、公開されているものから探し出せばいいのしょうけれども、委員もどんどん交代もしておりますので、そこはお願いしたいと。私自身も、コメントした内容も、あのようなことを言ったはずだと思って、覚えていないことも多いものですから、何とか。

前の話で、こういうシェルター型というか、屋根つきのバス停は、都営バス以外では、ほかのバス会社などではあまりなかったのではしたか。

【與田事業改善担当課長】 與田です。

同じようなものはありますけれども、それぞれ仕様が違いまして、独自のものを建てております。また、近年コロナの関係で、私どももそうなのですが、非常に各バス事業者の収支が悪化しておりまして、ここ2年ほどは、ほかのバス会社さんで新しく上屋を建てたりするということがかなり少なくなっている状況ということを情報として入手しております。

【小見部会長】 私の記憶では、この仕事、たしか実際、物を造るのもさることながら、手続が結構大変で、その手続のノウハウを持っているところがこのヤハギ工業の強いところで、それがなかなかほかのところではそのノウハウがないのではないかという意見が出たように記憶していますけれども、それでよかったですか。

【與田事業改善担当課長】 はい、おっしゃるとおりです。なかなか手続、多岐にわたって、期間も長くなりますので、そういったところをほかの業者さんは敬遠しがちということでございます。

【小見部会長】 ですから、ますますその1者のどんどんそちら側にベクトルが働いていくと思いますので、先ほどの業種名の幅を少し広げるなど、できることがあれば、ぜひいろいろ御検討していただければと思いました。

【森岡委員】 1点いいですか。すみません。

【小見部会長】 はい。

【森岡委員】 今、ヤハギ工業のウェブサイトを見ていると、広告つきバスシェルターや環境対応型バスシェルターということで、いろいろ商品情報という形で上がっておって、結構独自に開発したようにも見えたりして、東京都が発注している仕様というのは、どちらが先かというか、東京都が発注したのが先なのか、それともヤハギ工業から、こういうことができるという提案があって、そういう今、都バスの仕様になっているのかなど、その辺の経緯は何かお分かりになりますか。

【與田事業改善担当課長】 與田でございます。

今新しく建てている型のバス停につきましては、交通局内で外部のデザイン関係の教授の方もお招きしまして、都市景観にマッチした仕様の上屋に決めたので、こちらからの提案ということになります。

【森岡委員】 万が一にというか、例えば独自の商品をあちらが造っておられて、それに意匠や特許など、そういうものをヤハギ工業が専ら持っておって、ほかの業者が使いにくいというようなことはないのかという一応の確認ですが、そういうことはないという前提でよろしいですか。

【與田事業改善担当課長】 はい。図面も公開しておりますし、特定の業者のみが参加できるような仕様とはなっておりません。

【森岡委員】 分かりました。では、あとは、それほど造るものとしては複雑なものではないように思うものですから、あとは道路占有の工事の手續など、それはあるのでしょうかけれども、それは業者さん、皆さん大体似たようなことは、道路上の工事はよくやるところはやるわけでしょうから、絶対的な障壁ではないはずなので、何かもったいないというところはありますし、このヤハギ工業がほぼ専業でやっているような雰囲気もあるので、なかなか難しいのかという、結果としてほかの業者が入り込みにくくなっているのが残念だと思いました。

以上です。

【松本委員】 今、森岡先生から御指摘があったので、私、指名されなかった事業者のホームページを見ているのですけれども、この会社は結構しっかりバス停をいろいろ造っている様子がうかがえると、ホームページから見た印象としては思いました。実績が足りないので指名をしなかったというところが、判断基準ははっきりしていない中で、しかもこの1者が独占して長年やっている中で、なかなかここを入れてあげなかったのはなぜなのだろうという単純な疑問がありますので、ぜひ来年からはもう少し細かく検討していただければと思います。

【小見部会長】 今御意見ありましたように、要するにコンペチターを育てないと、いつまでたっても競争が起こらないので、一方で実績がないところに出すリスクはあると思えますけれども、その辺をうまく見極めていただいて、多少業績が少なくても、積極的に参加できるようにしないと、同じことがずっと繰り返されると思いますので、ぜひそこを緩和して、御判断いただければと思います。

よろしいですか。ほかに御意見よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況等について特に問題はないとのことであれば、今回、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手續等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。委員の皆様、いかがでしょうか。御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【小見部会長】 御異議等はないようですので、入札及び契約手續等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

交通局の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

【交通局一同】      ありがとうございました。

(交通局退室)

【小見部会長】      よろしいですか。

それでは以上により令和3年度第1四半期の契約工事に係る審議を終了しますが、各事案の審議結果について再度確認をさせていただきます。事務局が記録していると思うので、要点を説明してください。

【三浦電子調達担当課長】      電子調達担当課長の三浦と申します。議案1から6まで、先生方からいただきました意見につきまして、簡単ではございますが、振り返らせていただきたいと思えます。

まず議案1でございまして、豊洲市場の排水施設棟のお話でございますが、元施工に関わった事業者がこのほかにいるのであれば、任選のときに指名すればよいのではという意見があったかと存じますけれども、あの話を聞く中では、そのような事業者がいないということでもございました。

また、金額的にはそれほど大きくない工事でありましたが、競争性が担保できるようにしてほしいという意見もございました。

また、希望申請期間が入札件数に影響を与えるかどうか、状況を確認してみるのも方法の一つではないのかというお話もございました。

最後に、元施工業者が修繕工事に入る傾向が多いため、その発注の条件を変えることによりまして、元施工の事業者以外にも入れるように検討したほうがよいのではという御意見もございました。

議案の2でございまして。警視庁の普通標識の案件でございます。この案件、今回の地域以外にも、2地域につきまして同じ業者が落札しているということで、競争性が働いていないのではないのかという意見がございましたけれども、複数の見積りを行っているという回答がございました。

また、今回参加いただいているその他の参加事業者との下請関係があるのではないのかという御指摘もございましたけれども、そのような事実関係はないということでもございました。

あと、他県の神奈川や千葉の情報交換ということも、他社が落札するヒントがあるかもしれないので、工夫してもよいのではないのかという御意見もいただきました。

議案の3でございまして。下水道局、南多摩水再生センターのお話でございますけれども、この案件につきましても、競争性が働きにくい状況があったのではないのかという御意見がございましたけれども、特に条件はなく、どの会社でも施工できるという回答がございました。

また、この案件、3者辞退しているということでもございますけれども、辞退予防の工夫はしてもらいたいという御意見がございました。

また、その辞退理由でございますけれども、自由記述ができるように、そのような仕様にさせていただきたいという意見がございました。

議案の4でございます。同じく下水道局、南部汚泥処理プラントの話でございます。昨今の物価上昇等の状況から、辞退理由のところ「当初見積りよりも過大」ということがございまして、見積りに当たりましては、発注期間を考慮した形で行い、ゆとりを持ってほしいという意見がございました。その点につきましては、事務局から、最新の単価を使っております、またスライド条項などを活用して対応しているという回答がございました。

また、この工事のその1、その2と希望者の顔ぶれが同じとなっておりますので、今後、その3がある場合には、顔ぶれが変わったり、参加が増えるように工夫をお願いしたいと、そういう意見がございました。

議案の5でございます。港湾局の案件でございますけれども、総合評価方式の案件でございます、こちらにつきましては任意選定ができないということですが、令和4年度以降に発注する工事につきましても、ほかの事業者が手を挙げられるような条件設定や工夫をしてもらいたいと、そういう意見がございました。

最後に、交通局のバス停の話でございますけれども、今回、不適切ということではないのですが、中小企業の保護と競争性の確保は相反するところでございますけれども、1者入札が続く状況というのは健全ではないというところでございまして、鉄鋼加工という業種に絞っているのが参入障壁になっているのではないのかという御意見もございましたけれども、こちらについては検討していくということでございました。

その他、他県、他市の事業者もリサーチされて、お声がけをいただいたほうがよいという意見もいただきました。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

**【小見部会長】** ありがとうございます。審議結果としては以上のようなことで、委員の皆さん、よろしいでしょうか。もし追加で何か御意見等ありましたら、お願いします。よろしいですか。

特に追加の御意見がありませんでしたので、先ほど申し上げた内容で審議結果を確定させていただきます。

ただいまの報告について御質問等ございませんか。よろしいですか。

**【高柳契約調整技術担当課長】** すみません。先生、事務局の……。

**【小見部会長】** それでは、本日……。

**【高柳契約調整技術担当課長】** 小見先生。事務局、高柳です。

**【小見部会長】** はい、どうぞ。

**【高柳契約調整技術担当課長】** 今、先ほどの議案を振り返ったお話、我々からさせていただきます。その中で1つ、システムの辞退の理由の欄があったかと思っております、急ぎ確認をしたところございまして、簡単にお話しさせていただきたいと思っております。

あのシステムは、先ほど少し申し上げたように、プルダウンで選んでいって、あとは自由

記載の欄もあるとお話を差し上げたのですけれども、プルダウンで選ぶと自由記載ができないなど、そういったことはあるのかと、そのような御趣旨のお話だったかと思っています。

実際どうなっているかと申しますと、まず、プルダウンで選んだ場合でも自由記載に書くことができる、そのようなことになっています。また、プルダウンで選ばずに、「その他」と選ぶことも一応できるようになっています。「その他」と選んだ場合には自由記載欄に必ず書いてくださいと、そのような仕組みになっています。それで初めて辞退ができる形になっておりますので、いずれの理由を選んだにしても、自由記載の欄は既に用意はしております、書くことはできると。システム上は、そのようなつくりになってございます。まず1つがその御報告でございます。

あと、最後の議案で、森岡先生から、過去抽出された案件について議事録を添付すると分かりやすいという話、御指摘いただきました。そのとおりでございまして、今回気が回らなくて申し訳ないのですけれども、次回以降は、そこはしっかりと対応させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

【小見部会長】      ありがとうございました。

ほかに何か御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日予定されておりました議事は全て終了です。最後に何か御発言はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは事務局に進行をお返ししたい……。

【森岡委員】      1点、すみません。

【松本委員】      すみません。

【小見部会長】      どうぞ。

【松本委員】      ごめんなさい。少しこの議案とは離れるのですけれども、昨年度の第1回の入札監視委員会の議事録に関して、私は参加していなかったのですが、職員の方から内容の確認を求められていた部分があって、要は談合情報に関する審議の議事録の非開示情報の御提案をいただいていたと思います。先生方にも同じものが恐らく回覧されていると思うのですが、その議事録内の非開示情報、黄色でマーカーしたものがあって、それは全て東京都の局名が非開示情報として御提案されていたと理解しています。私はその当該審議には参加していないのですけれども、一応、都の情報開示条例との関係では、局名は非開示情報には基本的に該当しないと理解してございまして、議事録から局名を黒塗りしたものを公開するということがどうなのかと、少し感じていたところでした。それで、その職員の方とも少しディスカッションさせていただいていたのですけれども、できれば先生方の感覚というか、お考えを教えていただけるとありがたいと思っております、すみません、この場で持ち出してあれなのですけれども、ほかに先生方とはお話する機会があまりないものですから、少しお話しさせていただけるとありがたいと思っております、今、発言させていただいた次第です。

【小見部会長】      今、談合情報の問題の御発言でしたが、どうでしょうか。先に森岡先生

のどうですか。今回の議案に関することであれば……。

【森岡委員】 いや、議案に関するというか、実は今のお話と全然無関係ではないというか、前から少しお話ししていた、委員同士がメールアドレスを交換していなくて、この場ではないと意見の交換などができなかつたりするものですから、メールもお互いに共有した上でやりとりができるというのは、前から事務局にもお話ししていて、少なくともこの部会ではやっていただけそうだというようなお話を聞いていたかと思うのですけれども、部会もなかなか年に何回という話なので、そういう手段でやりとりができるのがいいかと、それだけの話の御提案でした。なので、松本先生の話で全然、その先を進めていただいて結構です。

【小見部会長】 分かりました。では、取りあえず松本先生の話を受けて、事務局、いかがでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 すみません。

【小見部会長】 はい。

【臼田契約調整担当課長】 では、非開示情報の考え方、一応、我々の考え方を少し御説明させていただければと思うのですけれども、談合情報に係る審議の部分というのは、行政側の手続や、あと談合情報の具体的な中身というのがなかなか切り分けるのが難しいだろうということで、当初は、平成29年度以降、一括して非公表と、そういう取扱いとさせていただいておりました。ただ、昨年度、いろいろこの入札監視委員会の先生方の御議論もありまして、委員会設置要綱には公表するという規定もございますので、可能な限り公表していこうということで、今回、我々の中でどのような非開示情報を取り扱うべきかというところで検討した結果として、東京都の情報公開条例に規定している非開示情報を一つのルールの基準として、準用する形で非開示の事項を今回決めて、御提案させていただいて、先生方に御確認をいただいているといった状況になっているということでございます。

ルールに関する考え方は以上となっております。

【小見部会長】 というような御回答でしたけれども、ほかの委員の先生も含めて、いかがでしょうか。

【木下委員】 木下ですけれども。

談合情報の場合は非常に幅があって、要するに深刻な事例である場合と、割と簡単な談合のうわさのと言ってはあれですけれども、そうはいつても、ある程度の内容が入って確認して、特に問題はないとなった場合と、かなりレベルが違うので、そうなりますと、特に後者の場合ですと、特定の局名が出ることで、それによってその事案に関係した業者さんの不利益になる可能性もあるので、やや慎重に考えなければいけないと思っています。談合があつて、いろいろ問題があつたということで、最終的にむしろまとめとして報告するような場合は、具体的な内容が出ると思うのですけれども、審議したというレベルで、問題はなかったというレベルですと、今まで全面非開示だったということもありますが、私は逆に局名を出さないという判断にはそれほど違和感を持たなかったのは、そういう経過です。

以上です。

【松本委員】 ほかの先生方が実際に審議に関与されていて、私はその審議には入っていないものですから、あまり必ずや開示すべきという立場でもないのですけれども。ただ、局名だけを黒塗りして公開すると、何か局名を出せない理由があるのかと、そういった都民から見た印象も、いらぬお互い、局名を開示しないことで、かばい合っている感が出るのではないかと、そういったあれもあって、どうでしょうかというのが、自分としてはそういった印象を持っていたのですけれども。そういった次第です。

【臼田契約調整担当課長】 では、事務局から。

【小見部会長】 どうぞ、事務局から。

【臼田契約調整担当課長】 事務局から少しよろしいでしょうか。

今、木下先生から御発言あったとおりでして、我々の考え方としては、要するに関係していた、まさにもう疑惑のような情報というのが、今回、談合の審議の中では上がってくるわけでごさいます、そこに関係していたのではないかということが類推できる情報は、できる限り伏せるといふか、その当該事業者にとり着かないような形での配慮が我々としては必要かと考えておりました、局名を明かすことによって特定の事業者にとり着くことによつて、全くその事業者自身は何の嫌疑もないといふか、何の後ろめたい部分もないにもかかわらず、そういった疑惑がかけられたといふこと自体が事業者にとっての不利益につながり得ると考えておりますので、こういった考え方から、できるだけそういった関連する情報をといふか、そういったものを伏せさせていただくという形で、今、案を示させていただいているという状況になっております。

【小見部会長】 森岡先生は、ちょうど何か御発言ありますか。

【森岡委員】 正直あまり局の部分は、実は私、意識していなくて、自分が話した部分の削除ばかり頭にあったものですから、その関係をしっかり考えていなかったと思って、松本先生の御指摘を受けて考えたのですけれども、ただどちらにしろ、今残っているもので事案が特定できるかといふと、ほにやらら局のところを名前を出したところで、どのような事案かはほとんど分からないように書いてあるのですよね。というような気がしたのですが。日時的なものも含めて、不明な感じがあるので、事案の特定には至らないし、各局は非常に多くの契約をされているわけなので、そこまでの不利益が本当にあるかと言われると、「まあ、そうか」といふ気は少ししたのです。かつ、それこそ通報者などはこれを見ている可能性があつて、自分が言ったものはきちんと処理されているのかどうかという点では、具体的な中身は出ていないけれども、そのほにやらら局の話であれば、自分が言ったものかもしれないと思つて納得するといふか、自分の通報が全く無意味ではなかつたと、あるいは処分に不満を抱くかもしれませんが、それはそれでしようがない話なのであつてといふことはあるのかといふのは少し思ひまして、今書いていただいている書きぶりであれば、今後書く書きぶりが、極めて中身に入り込んで、局を出すことで誰かに不利益があるといふようなことになれば、それはやめたほうがいいだろうとは思つのですが、あまりそうでもないかといふ気はしたのですけれども、どうですか。今改めて黄色のところを見ていたのですけれども。



【小見部会長】 いずれにせよ、これはここで何か決めるというようなことではないと思いますし、全体会がまたあると思いますので、そのときにまた議論する必要があるでしょう。ただ、ということにして、今日はそういう意見が出たということにとどめさせていただくというのでよろしいでしょうか。

【森岡委員】 オーケーです。

【松本委員】 はい。先生方の御見解をいただけて、大変参考になりました。ありがとうございます。

【小見部会長】 それでは、本件についてはそういうことにさせていただきます。

それから、森岡先生が言われたメールアドレスの共有の件については、事務局、これはどうなっているのでしょうか。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局です。

昨年度若林先生がいらっしゃるときも、森岡先生からそのような御提案いただきまして、共有はさせていただいたと認識してございます。改めまして、松本先生、また今回入れ替わりで入っていただいたということもありまして、もしよろしければ皆様方のメールアドレス、改めて共有させていただきたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。委員の先生方、よろしいでしょうか。

【木下委員】 結構です。大丈夫です。

【森岡委員】 私も特に問題ありません。

【高柳契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。それでは、後ほど私どもから、改めて先生方のメール、共有させていただくように、御連絡は申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【木下委員】 よろしくお願ひします。

【松本委員】 お願いします。

【森岡委員】 お願いします。

【小見部会長】 それでは、ほかに言い残したこと、御発言まだ残していることがありましたらお願いします。

【木下委員】 大丈夫です。

【小見部会長】 よろしいですか。

【森岡委員】 1点。すみません、何回もあれで。

【小見部会長】 はい。

【森岡委員】 例の昨年度にやっていた下水道局の公共ますと管きよ維持補修工事の件について、今回、事前説明で御説明も私、いただいております、進捗状況についても伺っております。これは多分この部会での審議事項そのものではないからということで、個別に御説明をいただいているところだと思うのですが、ただやはりこの部会として大きい問題があると考えて意見を申し上げたところでもありますし、できれば部会の場、あるいは全体会の場でも、定期的に下水道局に御報告をいただくというのが、私としては都民に対

する説明という点からも望ましいかと思っておりますので、そこはぜひ御検討いただきたいと思っております。

【小見部会長】　　ということですので、事務局、御検討ください。今日どうこうするということではないと思いますが、今後、前向きに御検討いただけたらと思います。

【高柳契約調整技術担当課長】　事務局です。

前例がないことではありますので、どうやっていくかということを含めて、少し我々のほうで考えさせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【小見部会長】　　それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。と言うのは、私ではないですね。失礼しました。事務局に進行をお返ししたのですね。すみません。するところでいろいろ御意見が入ったので、申し訳ありませんでした。

では、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いします。

【前山契約調整担当部長】　　ありがとうございました。以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。委員の皆様方には本当に長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございます。

それから、先ほど部会などの運営、それから議事録の公開につきまして、いろいろ御意見いただきました。我々のほうでも検討いたしまして、できるだけ早く部会の皆様に、方向性について御説明できればと思います。

お忙しい中、本当に御協力いただきまして、引き続き東京都の入札制度について御指導いただきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。

— 了 —